

1 件名 三浦市水道事業給水条例等の一部を改正する条例の基本方針

2 提案の根拠・理由

(1) 令和6年1月に発生した能登半島地震では、給水装置及び排水設備（以下「給水装置等」という。）の工事を担う給水装置工事事業者及び排水設備指定工事店が被災したことに加え、様々な工事需要が集中したこと等により、個人が管理する給水装置等の復旧が遅れたことを踏まえ、国から災害時における特例対応について技術的助言が示された。

これを受け、本市においても災害時に給水装置等の工事が円滑に実施されるよう、災害その他非常の場合において、他の市町村長が指定した者等が給水設置等の工事の実施を可能とする対応ができるよう、条例を改正するもの

(2) 排水設備工事の指定工事店における責任技術者の専属に係る指定要件の見直しを行うため、条例を改正するもの

3 改正の主な内容

(1) 三浦市水道事業給水条例の一部改正【第6条関係】

災害その他非常の場合において、他の市町村長又は他の市町村長の指定による指定給水装置工事事業者が、給水設置工事を施行することができるよう、必要な規定の整備を行うもの

(2) 三浦市下水道条例の一部改正【第6条関係】

ア 災害その他非常の場合において、他の市町村長又は他の市町村長の指定による指定工事店が排水設備の設計及び工事を行うことができるよう、必要な規定の整備を行うもの

イ 指定工事店の指定要件のうち市長が認定する責任技術者について、業者ごとに専属することを必要とせず、業者において選任されれば足りることとして改め、必要な規定の整備を行うもの

ウ その他所要の規定の整備を行うもの

4 施行期日

公布の日から施行する。